

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>四の三 短期社債等の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）</p> <p>五～十一（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とはそれぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二条第三項、第四項又は第七項（定義））に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいい、「特定短期社債」とは同法第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律）（平成十年法律第百五</p> | <p>第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>四の三 短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二条第二項（定義））に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）</p> <p>五～十一（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義））に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。</p> |

号（第一条第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。）をいう。

61 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六條第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三條ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券

四 第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 前項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二

第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

71 91 （略）

（特定取引勘定）

第一百十二条の二 保険会社は、特定取引（保険会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第九十八條第八項に規定する金融先物取引等その他内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、

（新設）

61 81 （略）

（特定取引勘定）

第一百十二条の二 保険会社は、特定取引（保険会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第九十八條第七項に規定する金融先物取引等その他内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、

|  |   |
|--|---|
| <p>内閣府令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（供託）</p> <p>第九十条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 外国保険会社等は、国債その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律第九十九条第一項に規定する振替社債等を含む。第二百二十三条第十項及び第二百九十一条第九項において同じ。）をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。</p> <p>10・11（略）</p> | <p>内閣府令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（供託）</p> <p>第九十条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 外国保険会社等は、国債その他の内閣府令で定める有価証券をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。</p> <p>10・11（略）</p> |
|--|---|